

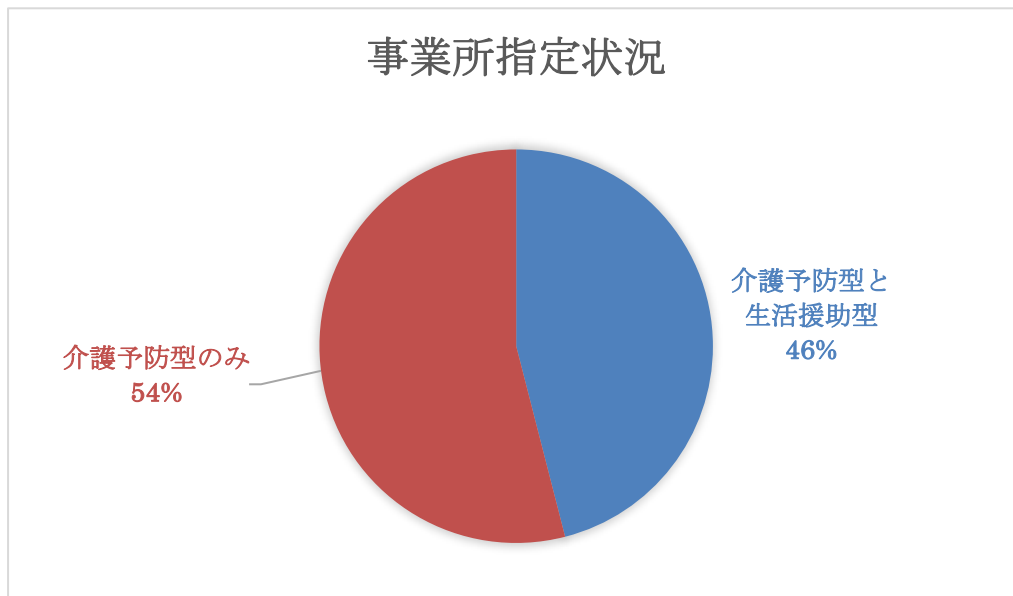
## 交野市介護予防・日常生活支援総合事業に関する

### アンケート調査結果(訪問型サービス)

実施期間:令和5年6月23日～7月5日

回答数:事業所18/50事業所(回答率36%)

Q1. 事業所指定を受けている訪問型サービスの類型について、当てはまるもの全てを選択してください。



結果:全ての事業所で介護予防型の指定を受けており、かつ生活援助型の指定を受けている事業所が全体の約半数であった。

Q2. (Q1で介護予防型のみ指定を受けている事業者について)

介護予防型訪問サービスと生活援助型訪問サービス両方の事業所指定を取らない理由をご記入ください。

(理由)※自由記載

- ・サービスを利用する方の見込みがないため。
- ・必要性は感じておりますが、やはり介護の資格を持っていないと動けない仕事が多いため、取りにくいです。
- ・ヘルパー不足のため。

- ・交野市が事業所から距離があるため。
  - ・人員不足のため。
  - ・単価が安いため。
  - ・従業員への指導が煩雑になる。
  - ・生活援助型は単価が安いのでヘルパーさんが行きたがらない。
- 事業者が枚方なので交野まで行つての援助型は遠い。  
今利用している利用者様が生活援助型になった場合は行きます。

Q3. 貴事業所でサービス提供を行っている利用者数をそれぞれご記入ください。

【事業所の平均利用者数】

事業対象者	0人
要支援1	6人
要支援2	4人
要介護認定者	20人

結果: サービス提供者数は、要介護認定者が、要支援及び事業対象者数の2倍多い結果であった。

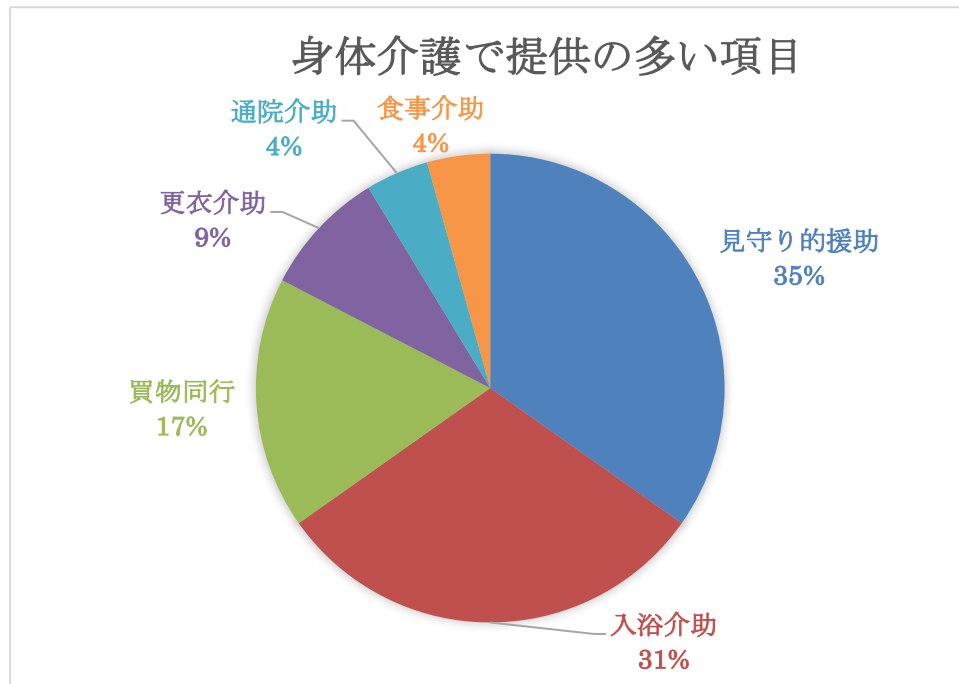
Q4. 介護予防型訪問サービスと生活援助型訪問サービスについて、利用者が占める人数を、要介護度別でそれぞれご記入ください。

【介護予防型と生活援助型の平均利用者数】

事業対象者	介護予防型	0人	生活援助型	0人
要支援1	介護予防型	2人	生活援助型	4人
要支援2	介護予防型	3人	生活援助型	1人

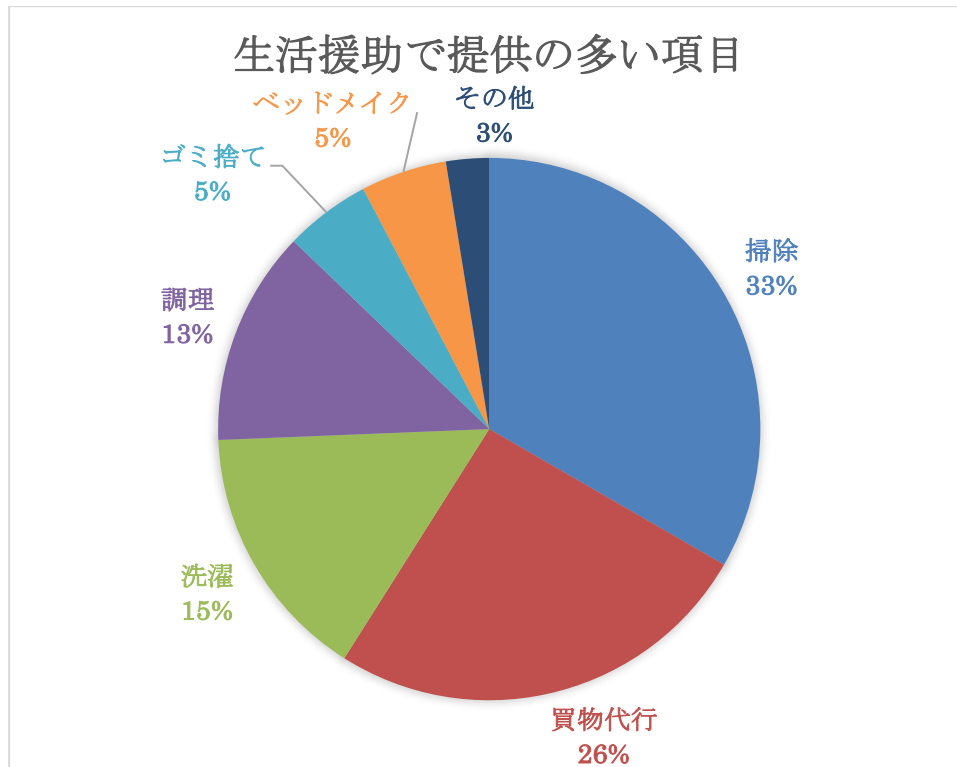
結果: 記載のあった事業所では、事業対象者のサービス利用はなく、介護予防型と生活援助型の利用者数は同程度であった。

Q5. 事業対象者・要支援1・要支援2の方について、身体介護の項目のうち、援助内容の割合が多いものを援助内容の割合が多いものを3つ選択してください。



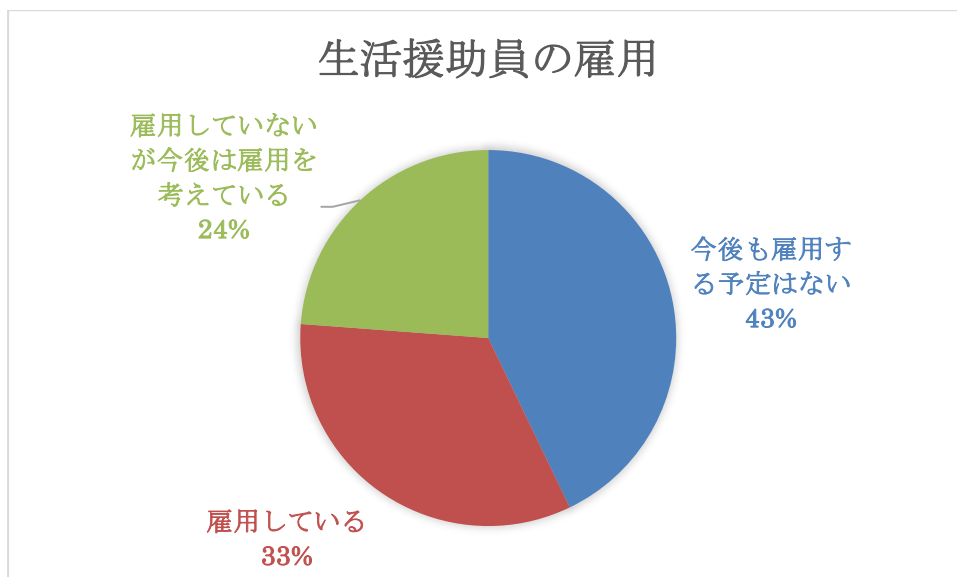
結果：身体介護としては、自立支援に資する見守りの援助、入浴介助、買物同行の順に多かった。

Q6. 事業対象者・要支援1・要支援2の方について、生活援助の項目のうち、援助内容の割合の多いものを3つ選択してください。



結果:要支援者等の生活援助としては、掃除、買物代行、洗濯、調理で約90%を占めた。

Q7. 交野市で養成している「生活援助員」を雇用していますか。当てはまるところを1つ選択してください。



結果:記載のあった事業所のうち、33%で生活援助員を雇用しており、また、24%の事業者で今後雇用を考えていた。

Q8. (生活援助員を雇用している事業所へ)実際に生活援助型訪問サービスを提供している従事者のうち、「生活援助員」が占める割合をご記入ください。

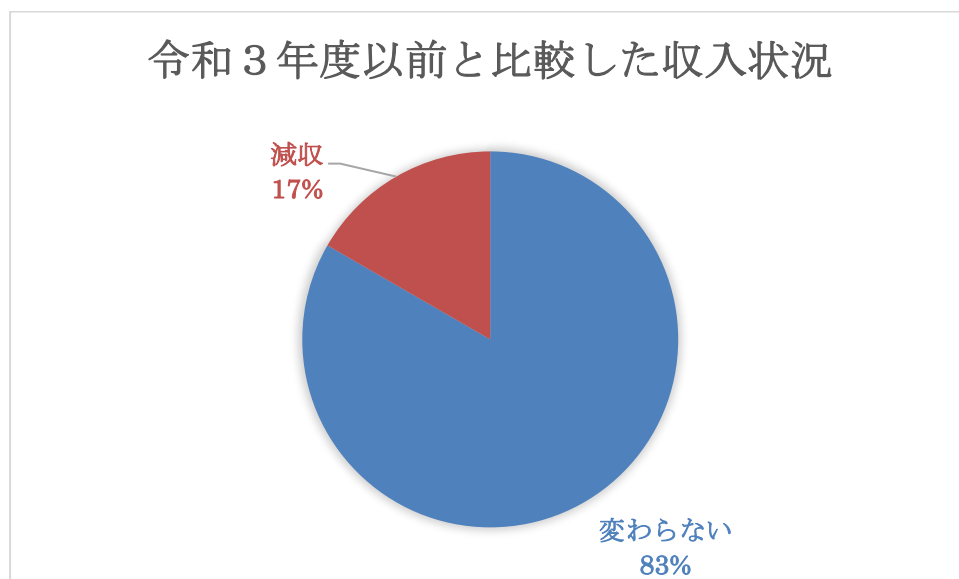
結果:回答なし。

Q9. (生活援助員を雇用していない事業所へ)「生活援助員」を雇用しない理由は何ですか。その理由をご記入ください。

(雇用しない理由)※自由記載

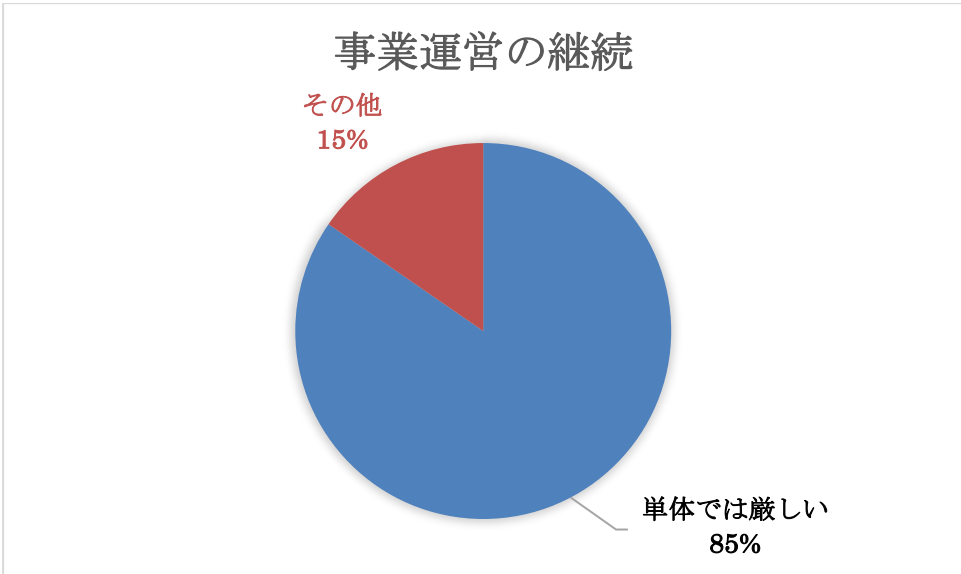
- ・交野市で養成している『生活援助員』の制度を知らなかったため。
- ・生活援助型も要介護の方も援助の内容はほとんど同じで有資格者で対応しています。  
以前は生活援助員の雇用を行い、実際に勤務していただいていたのですが、身体介護が必要な予防型や要介護になった場合、ヘルパーを交代しなければいけなくなり、その時のスタッフの不足で調整に困ったことがあったため、最初から要資格者で対応することになりました。
- ・必要でないため。
- ・交野市での生活援助型訪問サービスの指定は受けていません。
- ・支援内容が大差なく単価が安いため。
- ・従業員への指導が煩雑になる。
- ・事業所として赤字運営が続いており生活援助員を採用する枠がないため。
- ・生活援助員の方と接点がなく応募もなかったため。
- ・交野まで遠いのでヘルパーが行きたがらない。
- ・事業所が香里園にあり、訪問するのに距離があるため。

Q10. 交野市の総合事業における報酬については、令和3年度から報酬単価(単位数)をアップし運用しているところですが、現在の収入状況について、当てはまるところ1つを選択してください。



結果:記載のあった約80%の事業所が変わらないと回答した。

Q11. 交野市の現在の報酬単価及び報酬体系において、継続的な事業運営は可能だと思いますか。当てはまる場所1つを選択してください。



結果:記載のあった85%の事業所で、総合事業のみでは事業運営の継続が困難との回答であった。

Q12. 生活援助型訪問サービスについて、安定的な事業所の運営と利用者負担の両方の観点から、報酬単価(単位数)はどの位が妥当だと考えますか。妥当と考える単位数をご記入いただき、その理由もお聞かせください。

妥当と考える単位数	現行
【15分未満】	【15分未満】
( )単位/回	60単位/回
【15分以上30分未満】	【15分以上30分未満】
( )単位/回	111単位/回
【30分以上45分未満】	【30分以上45分未満】
( )単位/回	162単位/回
【45分以上】	【45分以上】
( )単位/回	200単位/回

※妥当と考える単位数の記載なし。

(妥当と考える単位数とその理由) ※自由記載

- ・加算がないため、45分以上を要介護の算定と同じ位の単位数になればとの希望です。  
 予防型も要介護も初回加算や緊急時などの加算が付きますので同じ内容でも収益が変わります。  
 できれば生活援助型もせめて初回加算などを考慮していただきたいです。  
 8回や12回などの訪問回数に制限があるのでそこでも影響はあります。
- ・かかる時間、手間、従業員への指導は同じで、単価が違うのはどうかと感じる。  
 同じで良いのではないか。
- ・単位数を要介護の方の生活援助と同じ単位数にするべきかと思えます。  
 現状の単位数では人件費とのバランスが悪すぎるため。  
 15分未満や15分以上30分未満の援助時間では移動時間を考慮するとヘルパー派遣はしにくい。
- ・介護生活3とサービス内容は変わらない。
- ・寝屋川市の基準緩和 週1回×4回(45分/1回)=857点/月  
 要支援のご利用で総合事業のサービスは月単位となっておりますが、1回あたりの換算です。



Q13. 交野市の総合事業について、ご意見などがありましたら、自由にご記入ください。

(報酬について)

・総合事業で要介護の利用者が要支援になった場合、生活援助型に移行するケースが増えて  
います。

45分以上となっていますが単位数のことを考慮すると60分の訪問を設定することは採算上  
厳しくなるため、45分の設定で行っています。

事業経営としては要介護や予防型での訪問が多くあればありがたいですが、現実として要支  
援の利用者で生活援助型の訪問は6割以上を占めています。

少しでも単位数の設定を検討していただければありがたいです。

(制度について・その他)

・ヘルパーの移動手段の確保ができず、なかなかサービス導入に至っていません。

・総合事業について、介護報酬や単位数の問題があるようにこのアンケートでは見受けられま  
すが、そうではないと思います。

当然、介護保険との比較をすれば安いのか総合事業をしないという事業所があると聞きます  
が、それは企業の戦略的には良いのかもしれませんが。

しかし、介護を生業とする企業としては違うのではないのでしょうか。

大手の企業さんからすれば、介護保険の仕事を得るのも簡単かと思えます。

我々のような中小の企業からすれば総合事業の利用者さんを関係性を造り上げながら介護  
保険に区変がかかればケアマネが交代し、大手の事業所さんに利用者をとられることもあり  
ます。

今までの我々の努力はどうなるのか？と問いたくもなります。

区変で予防から要介護になった場合、利用者さんの選択もありますが、それまでに関係性を  
築いた事業所が優先されるべきルールの構築も必要ではないかと感じます。